

第 31 回
大阪市路上喫煙対策委員会
資 料

令和元年7月4日
大阪市環境局

第31回路上喫煙対策委員会資料

目 次

○「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について	
(1)パブリックコメントの実施結果について	1
(2)新たな喫煙所の検討について	2 2
(3)路上喫煙禁止地区啓発標示について	2 5
○その他	
(1)路上喫煙に関する条例（加熱式たばこの取扱い）について他都市状況.....	3 2
(2)大阪府受動喫煙防止条例の概要について.....	3 3

(1) パブリックコメントの 実施結果について

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（ＪＲ大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

（１）意見募集期間

平成 31 年 4 月 4 日 ～ 令和元年 5 月 7 日

（２）案の公表方法

- ・環境局事業部事業管理課
- ・各環境事業センター
- ・市民情報プラザ
- ・大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）
- ・各区役所および出張所
- ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ

（３）意見募集方法

送付、ファックス、電子メール、電子申請・オンラインアンケート、持参

2 意見募集結果

（１）意見提出総数 131 件（延べ 192 件のご意見）

賛成の意思表示 47 件、反対の意思表示 11 件、

（２）結果発表日 令和元年 6 月 26 日

（３）結果発表方法 上記「案の公表方法」と同じ

（４）内訳

▶提出方法別

送付	ファックス	電子メール	その他 (電子申請)
44 通	9 通	24 通	54 通

▶住所別

大阪市内	大阪市外	不明
82 名	33 名	16 名

▶年齢別

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
0 名	12 名	19 名	23 名	18 名	20 名	16 名	23 名

3 意見と本市の考え方

別紙のとおり

なお、いただいたご意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しております。

(1) 規制強化について (13件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○より厳しく取り締まりをすべきである。(4件)		新たな禁止地区の拡大に伴い、路上喫煙防止指導員の指導エリアも2箇所増えることから、より効率的な巡回指導が行えるよう取り組みを行ってまいります。
	禁止エリアの指定で終わらせずに、取り締まりを増やしてください。(3件)	
	監視員を増員し、巡回にあたること。既存の地区においても違反喫煙が頻発している。実効性を担保するため全ての地区で常に巡回するべきである。	
○罰金をより高額にすべきである。(6件)		「過料」につきましては、違反者の摘発や徴収実績を上げることが目的とするのではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を防止するとともに、違反者に、条例の趣旨・目的を理解していただくための契機となるものと考えており、過料額については、他都市の事例も参考に「1,000円」と条例で定めております。
	路上喫煙禁止は当然のことです。万博もあるのに、今の状態は恥ずかしい。罰金はシンガポールを参考にしてください。	
	違反者への罰金が1000円というのが、いつも安いと感じます。それくらいの金額なら別にいいかと路上喫煙者には軽く感じられているのではないのでしょうか。(実際に喫煙禁止地区で平気な顔をして喫煙している人を見たことがあります。) 個人的には金額もアップするべきだと思いますし、もっと分かりやすく且つ厳しく取り締まって頂きたいです！(5件)	
○禁止区域での喫煙者に対しては罰金を徴収すべきである。(3件)		現在、大阪市では路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をした場合は罰則として、1,000円の過料を徴収しております。
	喫煙禁止区域で喫煙した違反者から屋内屋外問わずに過料千円か二千円を徴収して頂きたい。(2件)	
	「マナー」「啓発活動」では通じない人たちであることを認識し、一律禁止、罰則規定を設けた上で取り締まりを実行しないと、そのような行為をする人たちには響かないし実効性はないと思います。	

(2)「禁止地区」のエリアについて(40件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○新たな指定案には反対である。(2件)		条例では、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を禁止地区として指定することができますと定めています。
	受動喫煙防止のため国の法律や大阪府の条例が成立し、室内のほとんどが禁煙となるが、屋外は規制対象になっていないはずだ。もうこれ以上、屋外までも禁止地区に指定することになれば、「たばこを吸う自由な権利」を完全に奪うことにつながる。今回の新たな指定案には、断固反対である。(2件)	
○新たな指定案には賛成だが、対象範囲を広げてほしい。(7件)		条例では、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を禁止地区として指定することができますと定めています。 平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」といった提言も受けております。 これらの事情を踏まえた上で、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定にあたっては、区(長)が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定することを受けて、「大阪市路上喫煙対策委員会」で審議・決定することとしております。 従いまして、北区JR大阪駅周辺・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域以外の地域における禁止地区の指定につきましても、今後、区の意向等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。
	賛成ですがもっと広くすべき。(3件)	
	子供がいる親からすると、路上喫煙禁止地区はほとんど増やしてもらえたら嬉しいです。 特に子供が多く利用するところはぜひお願いしたいです。(2件)	
	身体に害であり、煙で喉が痛くなるし、服や身体に火の粉がかかるし、危険であり、ポイ捨ての原因になる歩きタバコや喫煙所は公共の場はどんどん禁止して欲しいので賛成です。(2件)	
○新たな指定案には賛成だが、対象範囲がせまく明確でない。(6件)		
	路上喫煙禁止地域の拡大については大賛成です。 少し残念なのは、拡大される範囲がとても小さいことです。 茶屋町は指定させる道路とされない道路とが混在していて、物凄くわかりにくいです。 大阪駅周辺についても、実際にはほとんどが大阪駅の敷地で既に禁煙です。 さらに、大阪市内全面禁煙の努力義務の条例もあると思いますが、努力義務を、「大阪市が喫煙を許可している」と主張される方が多くいらっしゃいます。 直ちに罰則が課されなくても良いと思いますが、禁煙を努力義務ではなく義務として頂きたいです。 特に公園は禁煙を義務化して頂きたいです。	
	(遅き感がありますが、歓迎です。) <北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域について>「禁止区域を明瞭に！」誰にも明確であれば、お互いが意識しやすい。喫煙者に対して、一般の人も注意しやすいし、注意されても受け入れやすい。(御堂筋で何度か注意した。) 「JR大阪駅周辺」には、開発中の北側エリアも、今から設定してほしい。“都会の中の緑”だのうたった2期工事だが、路上喫煙があれば台無しである。また南側においても、第1ビルから第3ビルまでも含めないと駅周辺とはいえない。(5件)	

(2)「禁止地区」のエリアについて(40件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○他の地域も禁止地区にしてほしい。(3件)		条例では、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を禁止地区として指定することができますと定めています。 平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」といった提言も受けております。 これらの事情を踏まえた上で、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定にあたっては、区(長)が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定することを受けて、「大阪市路上喫煙対策委員会」で審議・決定することとしております。 従いまして、北区JR大阪駅周辺・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域以外の地域における禁止地区の指定につきましても、今後、区の意向等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。 なお、市内全域を「禁止地区」に指定することにつきましては、「禁止」の実効性の確保や、費用対効果からも難しいと考えています。
	新大阪駅周辺も追加してください。周辺の歩きタバコ、路上喫煙、ポイ捨ては異常です。とにかく、万博開催されるのであれば、新大阪駅周辺も禁止区域にすべきだと思います。	
	大阪市北区、天王寺区 歩きタバコ禁止エリアの指定賛成です。 福島区、西区も指定にお願いします。	
	都心部はもちろんビジネス街(本町や福島)の路上喫煙はとてもひどいです、ビジネス街にも路上喫煙禁止地区の範囲を広げてほしいです。	
○新たな指定案には賛成だが、公園も対象範囲にしてほしい。(2件)		
	賛成です。より範囲を拡大して頂きたい。 また、多くの子供達が集う市内の公園についても全面禁煙化を希望いたします。(2件)	
○新たな指定案には賛成だが、市内全域を禁止にしてほしい。(20件)		
	路上喫煙禁止地区が拡大されるのはとてもありがたいです。 今後も拡大していただきたいです。 大阪市では、路上喫煙が多く、日常歩きタバコ、ポイ捨ての害がひどすぎるため、限られた喫煙禁止地区では日常での被害は避けられないため、大阪市全域での路上喫煙、ポイ捨て対策を実施していただきたいです。(20件)	

(3) 喫煙所の設置について (54件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○喫煙所の設置希望 (既指定地区にも) (12件)		平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されております。 また、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保 (提供) も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所 (喫煙設備)』を設けられたい。」と提言されました。 このように、「路上喫煙禁止地区」の指定の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そういった趣旨や「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進めることとしています。
	地元の商店さん達が困らないよう指定地区の中心部と外周の出入り口などに最低5か所ぐらいは作って頂きたい。現在指定されている地区も早急に喫煙所を増やして下さい。 大阪府では受動喫煙防止条例が制定され屋内での喫煙が厳しく規制されるそうですので、屋外の喫煙場所も繁華街等から近い場所に作って頂きたい。 これだけ、喫煙場所を次々と禁止にするのであれば、大阪市の行政施設には必ず喫煙場所を作るべきだと思います。 (12件)	
○喫煙場所を明示した案を提示すべき (2件)		
	大阪では、国の法律よりも厳しい屋内禁煙条例が決まり、そのうえ今度は、屋外までも新たに禁止地区を増やそうとするのは、行き過ぎた施策です。 現状以上に屋外を禁煙にするのであれば、きちっとたばこを吸える場所を明示した案を作って提示すべきです。実効ある施策にしてください。(2件)	
○喫煙所の設置によるマナーの向上 (39件)		
	非喫煙者に迷惑のかからない場所に喫煙所を作ればそこに行ったらばこを吸ってもらえると思います。そうすれば、喫煙者を締め出すのではなく、共存していく事で解決するという行政の施策にマッチした対策となります。 (39件)	
○公衆喫煙所の設置にかかる大阪市の考え方		
	大阪府条例では、大阪万博を見据えて公衆喫煙所や屋外喫煙所等の整備を積極的に行うよう検討されると聞いている。大阪市の考え方を聞きたい。	

(4) 喫煙所を設置しない、閉鎖等について (10件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
○喫煙所を設置しないで (7件)	
自治体が喫煙所を作ることには、強く反対します。特に屋外では受動喫煙の防止ができず、むしろ受動喫煙を促進している例も多いです。 マルイ前の喫煙所はバス停にも近く、バス待ちの方々が受動喫煙を余儀無くされています。 茶屋町には、JTやフィリップモリスが運営する喫煙所がありますが、それなら迷惑だとは思いません。 このように、タバコ業者さんが喫煙場所を提供していかれたらいいのではないのでしょうか。 自治体に取り組まれるとしたら、むしろ喫煙所の撤去や禁煙に取り組む方の治療費を助成するべきだと思います。 (7件)	平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されています。 また、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保(提供)も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所(喫煙設備)』を設けられたい。」と提言されました。 このように、「路上喫煙禁止地区」の指定の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そういった趣旨や「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進めることとしています。
○既存喫煙所を撤去して (3件)	
以下の喫煙所は副流煙で受動喫煙の温床。毎日多数の市民が健康被害を受けている。閉鎖して頂きたい。 税金を投入して喫煙者のために喫煙所を作る必要は全く無い。 難波喫煙所マルイ前マナーステーション 堂島喫煙所大江橋北詰堂島公園 京橋駅前喫煙所 (3件)	

(5) 普及啓発について (6件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○区域等のわかりやすく周知をして (5件)		路上喫煙の防止については、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、路上喫煙禁止地区の取り組みや、たばこ市民マナー向上エリア制度の取り組みを広くお知らせすることが重要であると考えています。 そのため、近年増加する旅行者向けとして、全国販売の旅行ガイドブックや無料の観光パンフレットなどに路上喫煙禁止地区に関する記事を掲載し、市内主要ホテル、観光案内所で配布するとともに、鉄道各社における看板・ポスターの掲示などにも取り組んでいます。 さらに、インターネットにより禁止地区の記事を海外向けに発信することなども行っており、今後も様々な媒体を利用し普及啓発に努めてまいります。
	新たな指定は大歓迎致します。 が、禁止区域での喫煙者を未だよく見かけます。 禁止区域を拡大すると同時に取り締まりや違反者に対する罰金、禁止区域をもっとわかりやすく表示、周知させる努力をして頂けませんか？ (5件)	
○喫煙者のマナー啓発に注力すべき		
	地区の指定は意味がないと思うので、反対 路上喫煙禁止エリア以外で歩きタバコをしている人をよく見る。(京橋とか) 禁止エリアを決めたところで、認知もすすんでない。 喫煙者のマナーにもっと訴えかける活動に注力した方がよいと思う。	

(6) 外国人への対応について (6件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○外国語での表記をすべき		近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。そういったなか、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策であると考えています。 そのため、近年増加している訪日外国人向けの雑誌に禁止地区や喫煙場所のわかる地図を掲載し、関西空港や主要ホテル等にて無料配布を行っています。 さらに、インターネットにより禁止地区の記事を海外向けに発信するなど、大阪に来られる外国人観光客の方へ喫煙ルールに関する情報提供を行っております。 引き続き、外国人観光客等への周知を含め、路上喫煙の防止に向けた啓発活動を積極的に展開してまいります。
	外国では路上での喫煙は当たり前の国が多いようですので、外国人観光客向けに複数の外国語での表記をしてあげてください。	
○増加する外国人の方への周知を		
	最近、インバウンドの外国人観光客が多いことに驚いています。 如何せんマナーが悪い印象があります。 特に、食べ歩きや歩きたばこ等でゴミや吸い殻を平気でポイポイ捨てています。 ですから禁止地区に灰皿やゴミ箱をたくさん設置していただくよう希望します。 そこで提案があります。外国人が観光バスからゾロゾロ降り立っていますが、降りる前にバスの中で大阪市のマナーについて説明することをバス会社に義務を課してはどうか。 以上、灰皿やゴミ箱をたくさん設置することと、マナー説明義務について提案しますのでご一考願います。(5件)	

(7) 加熱式たばこについて (12件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○加熱式たばこも対象に (3件)		いわゆる「加熱式たばこ」につきましては、大阪市では、現在のところ条例の規制対象とはしておりませんが、今後、国や他都市の状況も踏まえた上で、有識者や各種団体の代表者で構成する「大阪市路上喫煙対策委員会」からの意見もいただきながら検討していくこととしております。
	紙巻きタバコだけではなく、電子タバコも禁止にしてください。 電子タバコも非常にくさくて不快です。 その上全く安全ではありません。(2件)	
	加熱式タバコを罰則の対象にすること。加熱式タバコも受動喫煙が生じる。呼出煙に有害物質が含まれるからである。改正健康増進法は加熱式タバコの蒸気への曝露も受動喫煙であると定義している。条例を改正し、法に準拠させるべきである。	
○加熱式たばこは対象外に (9件)		
	禁止地区でも加熱式たばこは喫煙可にして頂きたい。 路上喫煙禁止地区指定は吸い殻のポイ捨て・たばこの火の解消のためであり、加熱式たばこは火は出ないし・吸い殻もありませんので喫煙可能と明示して頂きたい。 (9件)	

(8) 受動喫煙について(22件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
○受動喫煙は健康への影響があるため、対策が必要である。(13件)	本市では、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促しております。 道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに身体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせる場合もあります。他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、マナーを守った喫煙に引き続き理解と協力を求めています。
受動喫煙は好き嫌いの問題ではなく、健康の問題です。 喘息患者、妊婦、幼児が強制的に煙を吸わされている現状は異常です。 また、喫煙者と受動喫煙者の医療費はもちろん、タバコのポイ捨てによる火事やゴミの問題など、市の財政を圧迫する原因にもなっています。 大阪はせっかく海外からの観光客が多く訪れるようになったのに、禁煙政策に関しては世界最低レベルです。(13件)	
○歩きタバコによって受動喫煙の影響がある。(6件)	
公道や商店街を歩いているだけで、歩きタバコによる煙を強制的に吸わされるという理不尽に、非喫煙者は一方的に我慢を強いられなければならないのでしょうか？ また、小さい子供がいる者にとっては、有害な煙も高温の火も脅威です。(6件)	
○屋外の受動喫煙については影響はなく、禁止地区指定は受動喫煙防止を目的とすべきでない。(2件)	
なんでもかんでも受動喫煙と言わないで欲しい。いまだき、喫煙者は周りのことを考えてたばこを吸っている。子供や妊婦さんなどの周りでは吸わない。解放された屋外で受動喫煙はどんな影響があるのか。明確になっていないのに、屋外で受動喫煙と言うべきではない。大阪市はしっかりとした自治体なので、屋外と屋内の考え方を分けていると思うので、条例や禁止地区指定について受動喫煙防止を目的としないものと思っている。(2件)	
○喫煙者を減らすことが受動喫煙防止につながる。	
条例と両輪で、喫煙者の人の数を減らす方向に持って行って欲しいです。 禁煙を進めると、吸いたいと思う人が減っていく。それが受動喫煙防止に繋がります。	

(9) たばこ税の活用について (4件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○たばこ税を活用して喫煙所を設置してほしい。(3件)		市たばこ税は、いわゆる目的税(使いみちが決められた、特定の経費にあてられる税金)ではなく、普通税(使いみちを特定しないで、一般経費にあてられる税金)であることから、一般的な財源として、市の様々な施策・事業に広く活用させていただいております。
	大阪市には毎年300億円を超えるたばこ税が納められています。せめて、その1%程度でも喫煙所の設置に使っていただけないでしょうか。喫煙者は大阪市の税収に少なからず貢献していますし、成人の5人に1人はたばこを吸うのですから、たばこ税の1%くらい使ってもバチは当たらないと思います(3件)	
○新たな指定案には反対であり、たばこ税により喫煙所や灰皿の設置に対して補助を行うべき。(1件)		
	たばこ販売を生業としてますが、これだけ禁止にされると商売が成り立ちません。 たばこ屋が成り立つようたばこ税を有効に使って下さい。 喫煙場所の整備や店頭に灰皿を設置しているところには補助金を出すと色々あると思います。 これ以上の禁止には断固反対します。 たばこ屋潰しです。	

(10) 条例の趣旨・目的(4件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
○大阪市の条例は受動喫煙の防止を目的とせず、環境美化を目的に、市民に周知やマナーの啓発を行うべき。(2件)	
大阪市の路上喫煙禁止は受動喫煙防止が目的ではないはずなので、本来の目的を忘れず、受動喫煙防止ではなく、環境の美化を目的に、市民に周知やマナーの啓発をおこなってください。受動喫煙は防止するべきですが、この条例は目的が違います。(2件)	
○大阪市の条例は受動喫煙の防止を目的とせず、ポイ捨て防止や歩きタバコの防止(火の危険の回避)を目的とすべき。(2件)	
大阪市の路上喫煙禁止について意見を送ります。 昨今、受動喫煙防止について、国や大阪府で法律が作られているようです。 受動喫煙は防止しなければならないのは当然のことですが、大阪市の路上喫煙防止の条例は、吸い殻のポイ捨て防止やタバコの火の危険を回避することであるので、受動喫煙防止を理由とした禁止地区拡大ではないことで間違いないでしょうか。もし受動喫煙防止が目的というのなら、条例の趣旨ではない理由で禁止地区拡大をすることになり、条例の解釈が違ふことで政策をおこなっていることになります。しっかりと、条例の趣旨を正確に運用することを望みます。 また、国法律や大阪府の受動喫煙防止条例ができて、受動喫煙防止が図られることになります。大阪市として国の法律や大阪府の受動喫煙防止条例がある中で、これ以上の、大阪市独自の受動喫煙防止条例は必要ないと思いますので、大阪市として、国や大阪府を上回る受動喫煙防止条例を、独自に作ることはしないでいただきたい。 この点については、いかがお考えなのでしょう。 あれもダメ、これもダメという禁止するだけでは何も解決しません。 大阪市にはバランスのとれた対策を進めていただくようお願いします。 受動喫煙防止を目的とした禁止地区拡大はしないこと、大阪市独自の受動喫煙防止条例を作らないことを強く要望いたします。 よろしく願いいたします。(2件)	本市では「健康」「防火・防災」「まちの美化」といった観点から「市民等の安心・安全及び快適な生活環境を確保することを目的」に条例を制定し、路上喫煙を一定規制しております。 また、その趣旨は、道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであり、基本的に個人の嗜好を否定したり、喫煙を一律に禁止するものではありません。 本市としては、他人に迷惑や危険を及ぼす恐れのある路上喫煙の防止に向けて引き続き様々な媒体を積極的に活用しながら普及啓発活動を行ってまいります。

(11) その他 (21件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○指導員について		
	監視員は違法駐車取締員のようにシルバー人材を活用すれば雇用の拡大にもなる。 集まった過料を禁煙施策の財源に充てれば一石二鳥だ。	本市では禁止地区における過料徴収業務について、違反者とのトラブルも想定されるため、市が雇用している大阪府警OBが路上喫煙防止指導員として禁止区域での指導業務の任にあたっています。
○屋外での喫煙について (2件)		
	非喫煙者や子供、病気の方々の健康を守るためにもぜひ実施してください。またポイ捨てのマナーなどが一向に改善されず、環境美化の観点からも屋外喫煙は規制の方向で動いてください。飲食店との協力も含めて指定箇所以外で喫煙できないように取り計らってください。	路上喫煙の防止については、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、路上喫煙禁止地区の取り組みや、たばこ市民マナー向上エリア制度の取り組みを広くお知らせすることが重要であると考えています。今後も様々な媒体を利用し普及啓発を行ってまいります。
	なんばの心斎橋商店街から連なる千日前商店街と南海商店街通りで2店舗営業する会社が商店街のど真ん中で灰皿出して喫煙者大量発生、副流煙大量発生しています。アーケードの中に灰皿置く時点で火災の危険もあります。条例の効果ゼロ。まずは効果ゼロの条例を守らせる努力をしてください。	
○美化について (2件)		
	天王寺駅前の駅公開空地部分の美化(床の美装化など)も合わせて、JRと協働で実施すべき。玄関口にふさわしい空間であることを望みます。(2件)	大阪市では、清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成7年に「ポイ捨て防止条例(空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例)」を施行し、市民のポイ捨てを禁止し、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。
○喫煙者而非喫煙者との共存について (4件)		
	たくさんの人がいるということは、喫煙者も多いと言えます。たばこの税金が入っているのに禁煙規制だけを進めるのはいかがなものかと思います。禁止地区を広げるだけでたばこを吸う人のことを考慮しないのは同じ市民として扱いがおかしいです。市内全域に禁止地区を拡大した場合、過料を徴収するのにも多大なコストがかかってくるはずで、いたずらに市内全域に拡大することは許せません。たばこを吸う人と吸わない人が共存できることが重要です。共存について大阪市はどう考えているのか示して欲しい。(3件)	「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものですので、基本的に、個人の嗜好(しこう)を否定したり、喫煙を一律に禁止するものではありません。
	屋内での喫煙規制が拡大する中、屋外での喫煙禁止には反対である。喫煙者には禁煙以外の選択肢がなくなるため。喫煙者・非喫煙者が共存できる環境づくりをしてほしい。	

(11) その他(21件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○禁止地区指定の効果、過料の徴収状況について(2件)		
	私は路上喫煙禁止区域の指定には反対です。概要に述べられている地域の指定によりどれほどの効果があったのか、又過料による徴収金額、領収金額がどのように使われたのか概略に明示すべきと考えます。	禁止地区指定による効果については毎年実施している、「路上喫煙の定点調査」において、喫煙率が条例施行後、大幅に改善されている状況を確認しております。また、過料徴収件数についてはホームページ上で公開しており、毎月更新させていただいております。なお、徴収した過料については一般財源として本市の施策に活用しています。
	「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」及び「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者に対し罰則(過料1,000円)を適用していますか??	禁止地区における喫煙者に対しては罰則として、過料千円を徴収しています。過料徴収件数についてはホームページ上で公開しており、毎月更新させていただいております。
○喫煙設備の寄贈について		
	喫煙設備について、「これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けており、今回の新たな禁止地区の指定にあたっては、それぞれのエリアで喫煙設備の設置に努める」とありますが、委員会にタバコ関連業界から選出された委員が在籍していれば、多少なりともその影響が及ぶことを否定できません。喫煙設備の設置に関して、改正健康増進法の「望まない受動喫煙をなくすこと」は行政が喫煙設備を設置するにあたり必須条件であり、「望まない受動喫煙をなくすこと」が解決できないかぎり、税金を使い喫煙施設を設置すべきではありません。ちなみに、タバコ業界からの喫煙施設の寄贈・寄付に関してはタバコ規制枠組条約第13条に違反します。また、寄贈・寄付には施設設置後一定の管理期間を設ける覚書を交わすことから、喫煙設備で「望まない受動喫煙をなくすこと」ができなかった場合の撤去・閉鎖の判断を貴市単独で行うことが困難になるため、タバコ業界からの喫煙設備の寄贈・寄付を受けてはいけません。	これまでの委員会の答申に基づき、今回の禁止地区指定にあたっては、本市としては喫煙所の確保に努めることにより、喫煙者を決められた喫煙場所で喫煙するよう誘導し、そのことが道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を回避する有効な手段になると考えています。一方、たばこ業界からの喫煙設備の寄贈がたばこ規制枠組条約に第13条に違反するという指摘については、これまでたばこ業界から喫煙設備の寄贈を受けていますが、設備について一切のたばこ業界の寄贈が認識できるような広告もないため、同条の定めるたばこの広告、販売促進には当たらないものと考えております。また、喫煙設備は分煙の趣旨によるものであり、たばこの使用等を促進するものではないことから、後援にも該当しないと考えております。なお、喫煙設備については寄贈を受けたものであり、本市の判断のみで撤去等については実施することが可能です。
○路上喫煙対策委員会について		
	路上喫煙対策委員会の話し合いが途中から非公開となっています。個人情報などではありませんので、話し合いはきちんと情報公開してください。	委員会の非公開部分については、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動内容等について意見をいただくにあたり、団体名簿も資料として提供しているため、個人情報保護の観点から非公開にしております。

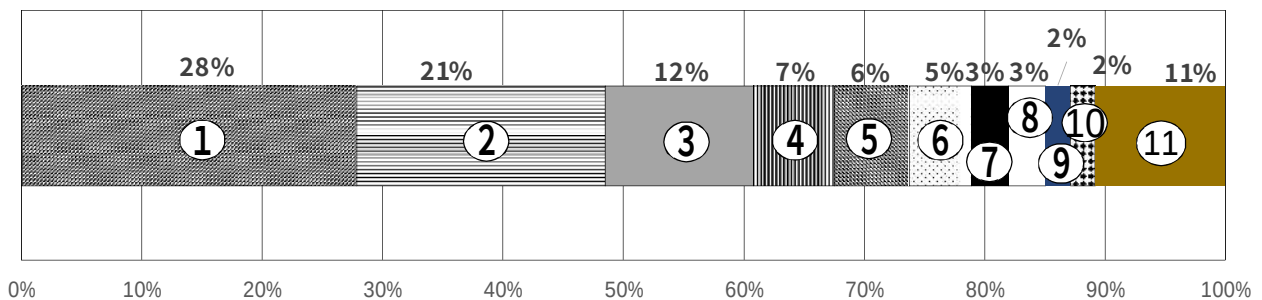
(11) その他 (21件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
○路上喫煙対策委員会の委員について(2件)		
	「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続きにおいて、大阪市路上喫煙対策委員会を開催し、委員会の答申を経て指定手続きがなされますが、大阪市路上喫煙対策委員会の委員がタバコ関連業界（大阪南部たばこ商業協同組合副理事長）から選出されていることは、日本が締結するタバコ規制枠組条約第5条3項に違反すると考えます。規制対象である喫煙に関する施策に関して、喫煙を促進しなければ成り立たない業界から選出された委員を加えることは、タバコ規制枠組条約第5条3項の「タバコ規制に関する公衆衛生政策をタバコ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」と相反します。即刻タバコ関連業界から選出された委員を解任し、新たに医師や公衆衛生の専門家を委員に任命するよう要望します。	たばこ関連業界からの委員の選出が、日本が締結するたばこ規制枠組条約第5条3項に違反するという指摘について、同項の実施のガイドライン（仮訳 厚生労働省・独立行政法人がん研究センター／「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター）によると、国内法に準じて可能な範囲での履行が奨励されることを前提に、たばこ規制に否定的な影響を及ぼす可能性があることから、たばこ関連団体の人物を委員に加えることを禁止しているようです。 大阪市路上喫煙対策委員会の委員は弁護士1名、学識経験者2名、業界団体1名、商工団体関係者1名、地域代表2名で構成されており、その答申を経て指定される「路上喫煙禁止地区」では、路上喫煙を禁止し、非喫煙者に配慮した喫煙者のマナー啓発のサイン等を設置し、ごく限定的に喫煙場所を設けて分煙を図っています。 こうした禁止や制限を伴う施策を円滑に実施するには、喫煙者、非喫煙者双方の意見を聞く事が重要と考えているため、たばこ関連団体としてこれまで、喫煙マナー向上についての活動に長きにわたり携わってこられた実績を勘案し、委員として意見をいただくことが、本市の路上喫煙対策を実効あるものとするために寄与できるものと考えて選出しているところです。
委員会からタバコ産業関係者を排除し、当該委員を罷免すること。路上喫煙規制は公衆衛生政策であり、タバコ産業また関係者からの干渉は許されない。タバコ産業関係者委員の参加はたばこ規制枠組条約5条3項に違反する。実際に加熱式タバコを例外扱いするよう発言しており、路上喫煙規制に遅滞をもたらすよう画策している。		
○その他 (6件)		
	禁止地区を追加することには賛成 考え方について 路上喫煙対策の目的が「イメージアップ」だけでは不足。北区の考え方にあるように、「健康被害の防止」を掲げるべき。 路上喫煙の禁止は、もう美化やマナーではなく、改正健康増進法の趣旨を考慮して、総合的な対策のうちの一つと位置づけることが必要。 条例の1条を改正要。 また条例2条2項 付近 を削除要。	本市では、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促しております。 本市では、道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに身体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせる場合があります。また、ポイ捨てにもつながる事もあるため、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に条例を制定し、路上喫煙を一定規制しております。 他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、マナーを守った喫煙に理解と、協力を求めています。
	安倍野禁止地区の考え方の一文に追加で大阪南部の玄関口としての役割であることを一文記載するのがいいのでは？	文言として記載していませんが、天王寺駅周辺地域は大阪南部の玄関口としての役割を担っているものと考えております。
	基本的には、禁止地区指定について反対です。 大阪府では、府知事が公用車を喫煙室代わりに使用していた事案があり、大阪市の公用車について、禁煙化を今回の禁止地区指定に盛り込むべきです。 公用車で喫煙が許されるなら、このような禁止地区指定は無意味だと思います。	条例では、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を禁止地区として指定することができますと定めています。 平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断されたい。」といった提言も受けております。 これらの事情を踏まえた上で、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定にあたっては、区（長）が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定することを受けて、「大阪市路上喫煙対策委員会」で審議・決定することとしております。

(11) その他(21件)		
ご意見の要旨		本市の考え方
	大阪は東京に比べて受動喫煙対策がはるかに遅れています。 毎回訪れるたびに嫌な思いをします。 世界に恥じない観光・経済の中心地区として認識されるためにも、以下ご意見いたします 丁寧な運用をお願いします。 路上喫煙禁止地区の新たな指定自体は街美化や健康増進、経済発展のきっかけに過ぎません。 その後の効果的な運用により目的を達成させてください。	路上喫煙の防止については、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、路上喫煙禁止地区の取り組みや、たばこ市民マナー向上エリア制度の取り組みを広くお知らせすることが重要であると考えています。 今後も様々な媒体を積極的に活用しながら普及啓発活動を行ってまいります。
	お願いしたいことは、(公共の土地であり、不特定が往来する)路上は原則全て禁煙で、その上で「強化地域」の新たな指定、であることを明記することです。 そうでないと、「禁止されていない路上は全て喫煙可」と解釈する喫煙者が出てきます。それでは受動喫煙を防ぐことはできません。 また、立っている場所が問題ではなく、副流煙が問題であることも明記してください。 そうでないと、コンビニの敷地に一歩入れば喫煙可、と解釈する喫煙者が出てきます。	本市では「健康」「防火・防災」「まちの美化」といった観点から「市民等の安心・安全及び快適な生活環境を確保することを目的」に条例を制定し、路上喫煙を一定規制していますが、その趣旨としては、個人の嗜好を否定したり、喫煙を一律に禁止するものではありません。 また、「路上喫煙禁止地区」の指定についても、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、一定のルールを守って、喫煙することを促そうとするものと考えています。 本市としては、条例の趣旨、目的に加えて国の動向等も踏まえた上で、引き続き市民等の喫煙マナー・モラルの向上に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。
	改正健康増進法の趣旨である「望まない受動喫煙をなくす」ための対策・視点を加えてください。大阪市路上喫煙の防止に関する条例の目的 第1条中の「市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする」ならば、吸い殻の不法投棄・ごみ問題の視点に加え、受動喫煙対策として路上喫煙禁止地区の指定のあり方を検討する必要があり、受動喫煙対策に不備・瑕疵のある対策は改正健康増進法に違反し、自治体の責任が問われることにもなります。	

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区ＪＲ大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（案）にかかるパブリック・コメントの意見について

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定についての意見

意見		件数	意見の要旨
①	(3)喫煙所の設置についての意見	54	禁止地区を指定するのであれば喫煙所を設置してほしい。喫煙所の設置がマナーを守った喫煙につながる。など
②	(2)「禁止地区」のエリアについての意見	40	対象地域を広げてほしい。公園や学校周辺・商店街などを指定してほしい。市内全域を禁止地区にしてほしい。など
③	(8)受動喫煙についての意見	22	受動喫煙は健康への影響があるため対策が必要である。など
④	(1)規制強化についての意見	13	規制を厳しく取り締まりを増やしてほしい。過料を高額に設定してほしい。など
⑤	(7)加熱式たばこについての意見	12	火が出ないので禁止しないでほしい。有害物質が含まれているので禁止にしてほしい。など
⑥	(4)喫煙設備を設置しない、閉鎖等についての意見	10	喫煙所の設置が受動喫煙を招く。既存の喫煙所が受動喫煙の温床となるため閉鎖してほしい。など
⑦	(5)普及啓発についての意見	6	区域等をわかりやすく周知してほしい。喫煙者のマナー啓発に注力すべき。など
⑧	(6)外国人への対応について	6	増加する外国人の方への周知をすべき。外国語での表記をすべき。など
⑨	(8)たばこ税の活用についての意見	4	たばこ税の財源を喫煙所に活用してほしい。など
⑩	(10)路上喫煙防止条例の主旨、目的についての意見	4	大阪府で受動喫煙防止条例が成立したが、受動喫煙対策と路上喫煙対策は目的が異なるのではないかなど
⑪	(11)その他の意見	21	喫煙者・非喫煙者が共存できることが重要である。など
合計		192	※複数回答あり



「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について(案)にかかるパブリック・コメントを実施します

【概要】

大阪市では、平成 19 年 4 月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を市民等に対して求めています。同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年 10 月からは禁止地区における条例違反者に過料徴収(1,000 円)を開始し、平成 27 年 2 月には、都島区京橋地域を、平成 31 年 2 月には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、過料徴収を開始しました。

近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2020 年の東京オリンピック、2025 年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっています。

JR 大阪駅周辺、天王寺駅周辺は、これまでから、「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体を中心に路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでこられましたが、このエリアを条例による「路上喫煙禁止地区」に指定することにより、さらに取り組みを推進し、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

以上のことから、北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域及び天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を「路上喫煙禁止地区」に指定することを提唱します。

つきましては、この「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について(案)にかかるパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

1 意見募集期間

平成 31 年 4 月 4 日(木)から平成 31 年 5 月 7 日(火)まで

2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課(大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階)
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ(大阪市役所 1 階)
- ・大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ(条例・基本計画等に関する意見募集(パブリック・コメント))

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について(案)にかかるご意見を募集します

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kankyo/0000464980.html

3 ご意見の応募方法

次のいずれかの方法により平成31年5月7日（火）必着でご応募ください。

（ご意見の応募様式は定めておりませんが、「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

（1）ご持参の場合

次の場所へご持参ください。

大阪市環境局事業部事業管理課

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

（最寄駅：Osaka Metro「天王寺」駅、JR「天王寺」駅、近鉄「大阪阿部野橋」駅）

受付時間：土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

（2）ご送付の場合

はがき、封書で次の住所へご送付ください。

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

（3）ファックスの場合

次の番号へお送りください。

ファックス番号：06-6630-3581 大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

（4）電子メールの場合

次のメールアドレスへお送りください。

kinshitiku-iken@city.osaka.lg.jp

※このアドレスは、本パブリック・コメント専用アドレスですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

（5）電子申請・オンラインアンケートの場合

その他、従来は書面で行っていた申請や届出、申し込み等の手続きを、インターネットを利用して手軽にできる電子申請・オンラインアンケートでもご応募いただけます。詳細は、2に記載のホームページにてご確認ください。

4 注意事項

（1）電話などによる口頭でのご意見はお受けできません。

（2）お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

（3）お寄せいただいたご意見につきましては、後日、その概要と大阪市の考え方を取りまとめて大阪市ホームページ等で公表します。なお、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報等の取扱いについて

（1）お寄せいただいたご意見のなかで、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。

（2）個人情報等の取扱いには充分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。

6 今後の手続き

今回、北区・天王寺区・阿倍野区より提案された「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（案）に関しまして、寄せられましたご意見等を参考にしながら、進めてまいりたいと考えています。

7 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課

電話：06-6630-3228（土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について(案)

1 これまでの取組み

平成 18 年度～	路上喫煙対策事業開始 環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
平成 19 年 4 月 1 日	『路上喫煙の防止に関する条例』施行
平成 19 年 4 月 25 日	『路上喫煙対策委員会』開催 「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議
平成 19 年 6 月 28 日	『路上喫煙対策委員会』開催 「路上喫煙禁止地区の指定について」(答申)
【大阪市路上喫煙対策委員会答申】	
○ 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域	
○ 通行者数が比較的多い地域	
○ 大阪を代表する地域で、啓発効果・P R 効果の高い地域	
○ 明確性を確保できる地域	
平成 19 年 7 月 4 日	「路上喫煙禁止地区」指定 御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
平成 19 年 10 月 1 日	「路上喫煙禁止地区」における過料 (1,000 円) 徴収開始
平成 20 年度～	「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始 地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取組み
平成 24 年 12 月 21 日	『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
平成 25 年 6 月 11 日	『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)

- 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】
- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、P R・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
 - 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

平成 27 年 2 月 1 日	都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
平成 31 年 2 月 1 日	中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ① 区長が路上喫煙禁止地区を選定
 - ・地元、関係団体への説明及び調整
 - ・「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をまとめる。
- ② 大阪市路上喫煙対策委員会の開催(関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所)
 - ・「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(諮問)
- ③ パブリックコメントの実施・集約
- ④ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤ 路上喫煙禁止地区指定(過料徴収)

3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(案)の考え方

近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2020年の東京オリンピック、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。

J R大阪駅周辺、天王寺駅周辺は、これまでから、「たばこ市民マナー向上エリア制度」団体により、美化清掃活動や喫煙マナーの啓発について積極的に活動していただいていたエリアであり、禁止地区指定が路上喫煙対策の実効性を高めるものと考え、J R大阪駅周辺及び天王寺駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定する。

【北区 禁止地区指定の考え方及び経過】

エリア内の安全・安心、健康被害の防止、きれいなまちづくりを推進するため、大阪を代表する観光スポットや大型商業施設が集積する、大阪駅ターミナル周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

平成30年1月～12月 禁止地区指定候補地関係先への意見聴取等
平成31年2月 北区区政会議において禁止地区指定について報告

【天王寺区 禁止地区指定の考え方及び経過】

天王寺・あべのエリアは、通勤・通学の駅利用者だけでなく、みどりのオアシス「てんしば」や「あべのハルカス」を有するなど、国内外から注目される観光スポットである。

誰もが安心して安全に道路を通行できる環境整備の為、路上喫煙禁止地区の指定に向け、地域団体・事業者等からの意見聴取、JR天王寺駅周辺でのアンケート等を行い、区政会議での議論を経て区案を決定した。

平成30年3月 地元商店会・連合振興町会等への意見聴取
平成30年7月 平成30年度第1回天王寺区区政会議において、路上喫煙対策部会の設置について説明
平成30年8月 第1回天王寺区区政会議路上喫煙対策部会開催
平成30年10月 あなたの声をつなげ隊 路上喫煙対策に関するアンケート
平成30年11月 第2回天王寺区区政会議路上喫煙対策部会開催
平成30年12月 平成30年度第2回天王寺区区政会議において、路上喫煙禁止地区区案の報告

【阿倍野区 禁止地区指定の考え方及び経過】

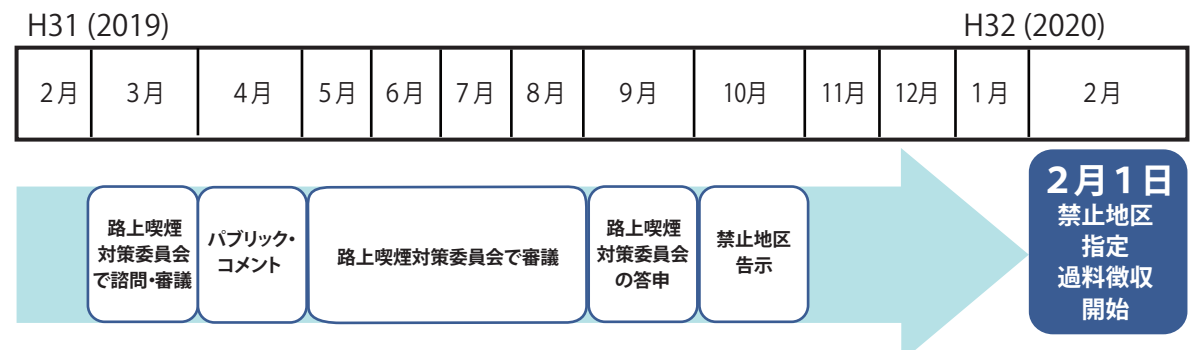
あべのハルカスを中心に大型商業施設が複数開業し、国内外から多くの観光客が集まるまちとなっており、関西初となる軌道の芝生化が平成28年度に完成するなど、魅力あるまち『阿倍野』をアピールしていくことと、安全安心な街づくりを進めていくために、阿倍野区のメインストリートであるあべの筋とその周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

平成30年3月 地元商店会・連合振興町会等への意見聴取
平成30年5月 第1回阿倍野区路上喫煙対策検討会
平成30年6月～8月 阿倍野区区政会議全体会及びまちづくり部会において、阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過報告及び委員意見聴取
平成30年9月 第2回阿倍野区路上喫煙対策検討会
平成30年10月 阿倍野区区政会議全体会において、区政会議まちづくり部会での意見及び阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過を報告
平成30年11月 第3回阿倍野区路上喫煙対策検討会
平成30年12月 阿倍野区区政会議全体会において阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過報告

○喫煙設備について

これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けており、今回の新たな禁止地区の指定にあたって、それぞれのエリアで喫煙設備の設置に努める。

4 今後のスケジュールについて(予定)



5 路上喫煙禁止地区エリア図

